

特定外来生物のアライグマとは？

【アライグマの特徴】



北アメリカ原産で、森林・湿地・農耕地・市街地まで、多様な環境に生息します。一般的には水に近い場所を好みます。

夜行性で、日中は樹洞や他の動物が掘った穴、屋根裏などに入り込んでいるようです。

雑食性で、木の実、野菜・穀類の他、小型哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫や甲殻類などを好みます。

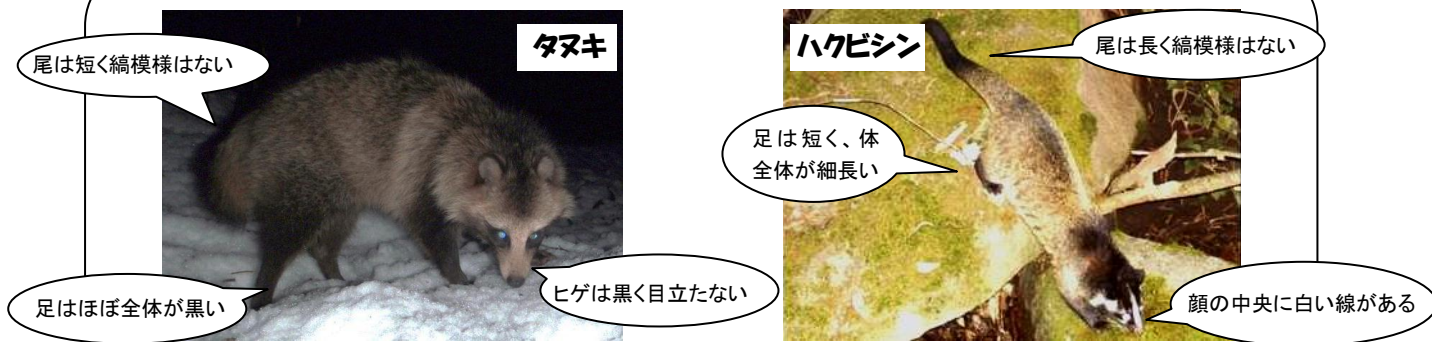


【足跡イラスト出典】：環境省 HP
(<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual.html>)

【写真出典】：環境省 HP <http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/asimg.html>

4document/manual.html)

アライグマと似ている動物たち



【日本におけるアライグマの生息状況】

もともと日本には生息していません。北アメリカ原産で、ペットとして持ち込まれたものが逃げ出して野生化しました。このため、外敵も少なく**個体数の急増**が確認されています。

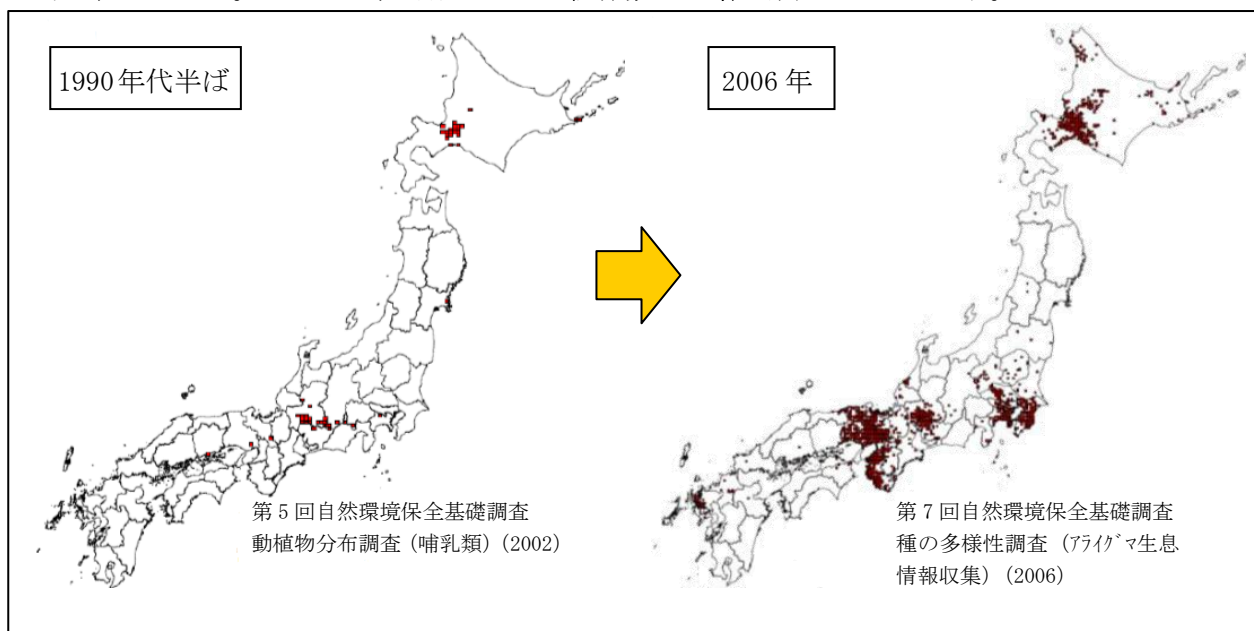


図 アライグマの1990年代半ば(左)と2006年(右)の分布

【出典】：「アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)」(平成23年3月 環境省自然環境局 野生生物課 外来生物対策室)

【アライグマの問題点】

○ 農林水産業への被害

雑食性のため、様々な農作物が被害にあいます。手が器用なので、スイカなどの皮に小さな穴を開けて中身だけ食べたり、トウモロコシの皮をむいて食べたりと、アライグマに特徴的な食害形態がみられます（右写真）。

その他にも、ニワトリを食べたりする畜産業被害、養漁場で魚を食べたりする漁業被害もあります。



【写真出典】:「アライグマ防除の手引き(計画的な防除の進め方)」
(平成23年3月 環境省自然環境局 野生生物課 外来生物対策室)

○ 人の生活への影響

人家の屋根裏や納屋などをねぐらとして住みつくことがあり、騒音や糞尿による汚染の被害があります。鎌倉や京都では、神社仏閣などの重要文化財に住みついて汚したり、引っかき傷をつけたりする事例も報告されています。

また、人に感染症をうつすこともあります。

○ 生態系への被害

ニホンザリガニなどの在来生物の捕食があげられます。また、他の動物に寄生虫や感染症をうつすこともあります。

【特定外来生物とは】

特定外来生物とは、外来生物のうち「生態系」「人の生命・身体」「農林水産業」に悪影響を与える恐れがあり、外来生物法*で指定された生物のことです。アライグマは2005年に特定外来生物に指定されました。

特定外来生物に指定された生物については次のような規制があります。

- ・飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡などが原則として禁止されます。
- ・輸入することが原則として禁止されます。
- ・野外へ放つ、植える及びまくことが禁止されます。

また、平成23年7月時点で、外来生物法では105種類が特定外来生物に指定されていますが、東北地方ではそのうちの21種類（アライグマは含まれていません）の侵入が確認されています。

※ 正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といいます。

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与し国民生活の安定向上を目的として制定されました。

外来生物について更に詳しく知りたい場合は、下記のホームページも参考にご覧ください！

- ・ 外来生物法—特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律—（環境省）
(URL : <http://www.env.go.jp/nature/intro/>)
- ・ 東北地方の外来生物 生物多様性を保全するために（環境省 東北地方環境事務所）
(URL : www.env.go.jp/nature/intro/5pr/files/r_touhoku.pdf)